

- 1 財務会計の機能と制度
- 2 財務会計の基礎概念
- 3 「企業会計原則」の一般原則等
- 4 財務諸表の表示
- 5 損益会計
- 6 資産会計総論
- 7 棚卸資産
- 8 固定資産
- 9 リース会計
- 10 繰延資産
- 11 研究開発費等
- 12 負債会計

13 純資産－総論

株主資本

払込資本

留保利益

株主資本以外の各項目

株主資本変動計算書

- 14 純資産－自己株式
- 15 純資産－その他の資本剰余金

☆☆★純資産の中身を大きく2つに分けた場合の分け方			
	株主資本	①P134	S/S上、変動事由ごとに表示 ①P141
	株主資本以外の項目	①P134	S/S上、変動額を純額表示 ①P141
☆☆★株主資本の中身を大きく2つに分けた場合の分け方			
	払込資本	①P134	会社の元本 資本取引により増減
	留保利益	①P134	果実たる利益 損益取引により増減
☆☆★会計理論上の株主資本の分け方			
	資本金	①P135	払込資本
	資本剰余金	①P135	払込資本
	利益剰余金	①P135	留保利益
☆☆★会社法上の株主資本の分け方			
	資本金	①P135	配当不能
	準備金	①P135	配当不能
	剰余金	①P135	配当可能

①P134～135 の全体像は以下の通り。
網掛けの箇所が、会計のリクツと会社法のリクツがぶつかっているところ。

☆☆★制度上の分類 ①P135		会計理論上の位置づけ	会社法上の位置づけ
株主資本	資本金	払込資本	配当不能
	資本剰余金	資本準備金	払込資本
		その他資本剰余金	払込資本
	利益剰余金	利益準備金	留保利益
		その他利益剰余金	留保利益
			配当可能

読み方、理解の仕方のポイント

☆☆★その他資本剰余金の処分 ①P137	会計理論上、配当は留保利益からおこなうべきところ、現行制度上は払込資本であるはずの その他資本剰余金からの配当が可能である、というのがこの論点の始まり。 このページ脚注※9については右を参照してください。 なお、計算テキスト①P182-183にその他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の処理があります。
株主資本以外の各項目 ①P140	それぞれが、何故純資産の株主資本以外の項目とされているかの理由を、説明できるように。 点線の箇所だけでいいです。ポイント：とにかく消去法で決められているということ。
☆☆★S/Sに記載すべき項目の範囲 ①P141	全ての項目OR株主資本のみ という対立がありますが、現行J-GAAPではどちらかを選ぶ、とはせず、 全項目を記載するが、株主資本は変動事由ごとに表示する一方、それ以外は純額表示としている。 株主資本(とそれに連動する純利益)を重視している結果です。

概念セット数 4

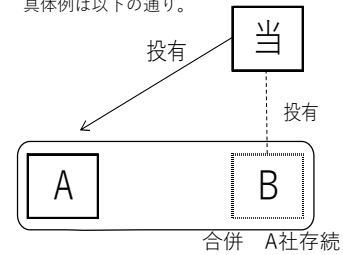
①P137※9について
ここは読みにくいです。
一読してさっぱり分からなくて普通です。
場面設定：売目以外の株式につき、
そ資剰から配当を受けた

原則は株式簿価の減額		
現預金	100 投有	100

以下の場合はこの仕訳も容認		
現預金	100 受配	100

①時価あり株式が減損処理してあるとき
→すでに配当落ちが簿価に反映されている
ため、売目の場合と同様でOK

②企業再編
ココが一番読みにくい。
具体例は以下の通り。



- 1. B社株を投資有価証券として保有
- 2. A社とB社が合併
当社は対価としてA社株をもらう
当社はA社株を投資有価証券とする。
(交換損益を認識しない)
- 3. A社からそ資剰を原資とする配当を受ける
- 4. 配当相当額が、合併前B社の利剰に
存在していた場合

③社債類似株式の場合
種類株式のデザインにより発行可能な、
社債そっくりの株式

配当金は、社債の受取利息と同視できるので
収益計上する。